

富士商株式会社 行動計画

働きやすい雇用環境の整備、ワークライフバランスの充実をはかり、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるよう、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間
2. 内容 以下のとおり

【目標1】 「若者に対するインターンシップ等の就業体験実習の受入」

- 《対策》
- | | |
|----------|---------------------------|
| 令和3年4月～ | インターンシップ受入の現状把握。 |
| 令和3年5月～ | 協力各部門への説明、内容検討。 |
| 令和3年10月～ | 受入者年代別内容決定。 |
| 令和4年2月～ | 受入開始。 |
| 令和4年3月～ | 継続受入。プログラムのブラッシュアップを繰り返す。 |

【目標2】 「育児・介護休業法の諸制度の周知」

・産前産後休業や育児休業、パパ・ママ育休プラス、育児給付、育休中の社会保険料免除など、制度の周知・情報提供を行う

- 《対策》
- | | |
|----------|--|
| 令和3年4月～ | 自社の制度の確認。
国および県の制度確認。 |
| 令和3年10月～ | 育児休業等の諸制度を社内掲示により周知。 |
| 令和4年3月～ | 若手社員を中心に面談を実施。
口頭にて再度周知を図る。 |
| 令和4年4月～ | 継続的な部門長への周知により、代替要員や対応を含め、環境づくり。 |
| 令和6年3月～ | 将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、やまぐち“とも×いく”応援企業の登録を受ける |

【目標3】 「年次有給休暇、その他特別休暇の取得促進」

- 《対策》
- | | |
|----------|------------------|
| 令和3年4月～ | 自社の制度の確認。 |
| 令和3年10月～ | 育児休業等の周知と合わせて行う。 |
| 令和4年3月～ | 結果を振り返り。 |
| 令和4年4月～ | 継続的に進めていく。 |